

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑥

近藤裁判長!あの文書をスキャナーで取り込むのにそれほど時間はかかりません!

第6回公判では、JR総連萩原副委員長（当時JR東海労中央執行委員長）が証言しました。主任レポートに関する内部文書が郵送されてきた事実、それをホームページに掲載した経緯、この間多くの内部告発と思われる「文書」や「ビデオテープ」「Eメール」などが送られてきている事実、そして、この事件の背景などについて明らかにしました。

萩原証人は、問題となっている内部文書が、郵送でJR東海労本部事務所に届けられた時、「これは大変な文書だと思い、当日はすぐ出かける用件があったがとりあえずスキャナでパソコンに取り込み、ページ打ちをした」と証言しました。

しかし裁判所は、判決要旨で「萩原証人が午前9時前に出勤し午前10時前に出かけるまでの急いでいた間に、スキャナでパソコンに取り込み、ページ打ちをしたのは不自然だ」と断じました。なぜ不自然と言えるのか、その理由については全く触れていません。パソコンやスキャナの能力についても何ら検討していません。「スキャナでパソコンに取り込み、ページ打ちをする」という作業は10分もあればできるのです。そもそも、重要だと思えば急いでいてもやるのです。

さらに、「内部告発」が多数寄せられている事実についての証言も無視、主任レポートに関する内部文書が「内部告発」である可能性についても全く検討していません。「加藤は犯罪者だ」を前提に、不都合な証言は無視したと言わざるを得ません。このような誤った推認は断じて許せません。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!